

一般社団法人日本障がい者乗馬協会
オフィシャルスポンサー規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本障がい者乗馬協会（以下「本協会」という。）のスポンサー、オフィシャルスポンサー及びスペシャルサポーター（以上を総称して「スポンサー企業」という。）に関し必要な事項について定めることを目的とする。

(契約)

第2条 本協会は、本規程に従って、スポンサー企業とスポンサー契約を締結することができる。
2 本協会は、企業又は本協会の指定する代理店を通じてスポンサー契約を締結することができる。

(対象企業)

第3条 スポンサー企業は、本協会の選手強化事業に積極的に協力する日本を代表する企業を対象とする。但し、例外として、特に認めた団体も対象とする。

(契約期間)

第4条 契約の期間は、別途協議の上決定するものとする。但し、更新を妨げない。

(契約金等)

第5条 契約金等は、別途協議の上決定するものとする。

(許容事項)

第6条 スポンサー企業は、スポンサー、オフィシャルスポンサー及びスペシャルサポーターの区別に応じて、公式協賛呼称権、スポンサーマークの使用等、本協会が別途定める権利を取得する。

(制約)

第7条 スポンサー契約の内容は、国際馬術連盟、国際パラリンピック委員会及び日本パラスポーツ委員会の規程を犯してはならない。

(その他)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附則 この規程は、令和5年4月1日施行する。